

第8節 広域応援要請計画

- 第1項 県市町村間等の応援要請
- 第2項 警察・消防機関への応援要請
- 第3項 指定公共機関または指定地方行政機関等への応援要請
- 第4項 応援の受入れに関する要請
- 第5項 他市町村への応援の実施

第1項 県市町村間等の応援要請

《基本方針》

災害発生の規模に応じては、市独自で応急活動等に支障をきたすことが予想され、平素から関係機関と十分に協議し、災害時には速やかに広域応援等を要請し、応急活動を迅速、的確に実施するものとする。

1. 協定に基づく応援派遣要請

(1) 主な災害時の応援協定【資料編*1*2*3*4 参照】

本市では、災害による被害を最小限に抑えるため、火災、救急救助事案、その他の災害に関して、近隣市町、消防組合と「福岡都市圏市町村消防相互応援協定」を、県内の大規模災害に関して、県内市町村、消防組合と「福岡県消防相互応援協定」を締結している。

- 1) 消防組織法21条に基づく佐賀県三養基郡基山町と福岡県筑紫郡筑紫町に間の消防相互応援協定（昭和42年6月16日締結）
- 2) 福岡県消防相互応援協定（平成18年10月10日締結）
- 3) 福岡都市圏市町村消防相互応援協定（平成18年10月10日締結）
- 4) 筑紫野市・小郡市・朝倉郡筑前町消防相互応援協定（平成17年3月22日締結）
- 5) 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（平成17年4月26日締結）
- 6) 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領（平成17年4月26日締結）

*1 資料 2.15.1 「福岡県消防相互応援協定書」

*2 資料 2.15.2 「福岡都市圏市町村消防相互応援協定書」

*3 資料 2.15.3 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」

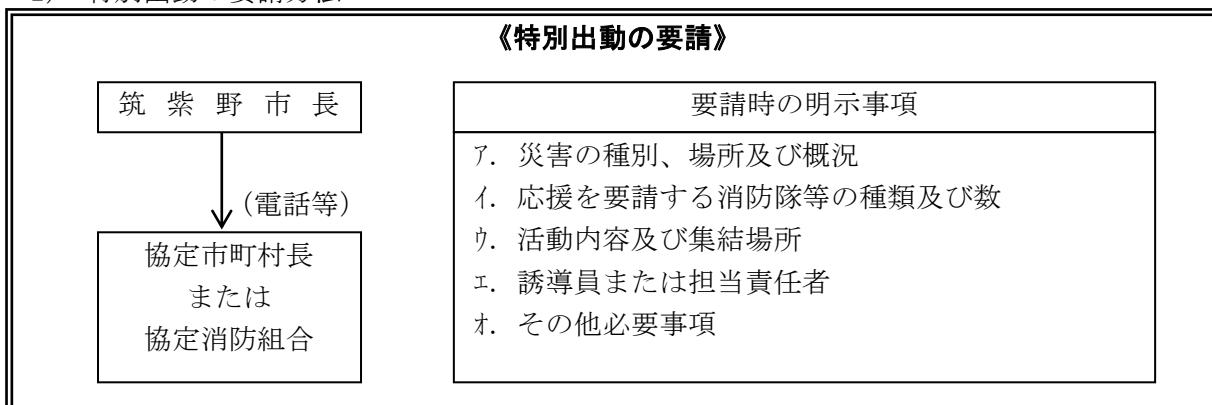
*4 資料 2.15.4 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領」

(2) 福岡都市圏市町村消防相互応援協定に基づく応援要請

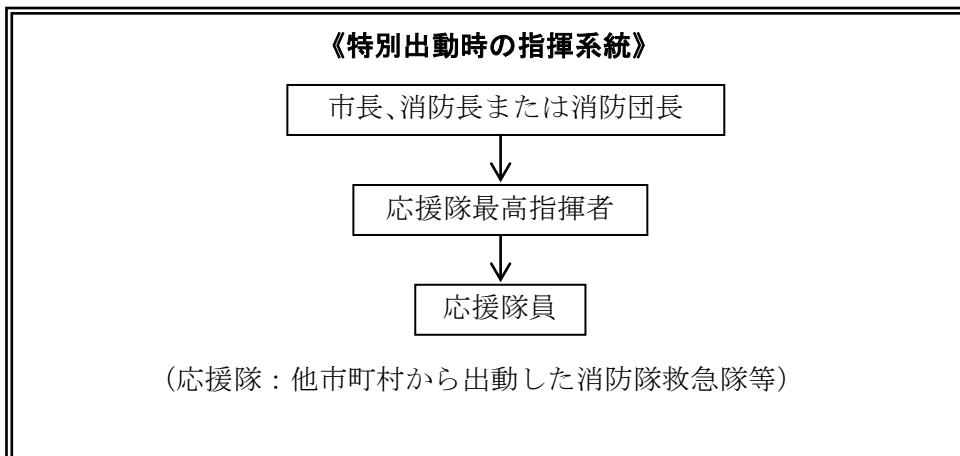
1) 出動の区分

《出動の区分》	
区分	応援機関
計画出動	出動対象市町村と協議して定めた区域内に発生した火災を覚知したときに消防隊が自動的に出動 太宰府市、大野城市 宇美町、那珂川町 春日・大野城那珂川消防組合 粕屋南部消防組合
特別出動	協定市町村の区域内に大災害が発生し計画出動以外の応援を特に必要とする場合に、消防隊、救急隊、その他必要な人員、機器、資材等により出動 福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、宇美町、那珂川町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、福津市 糸島市 宗像地区消防組合 粕屋北部消防組合

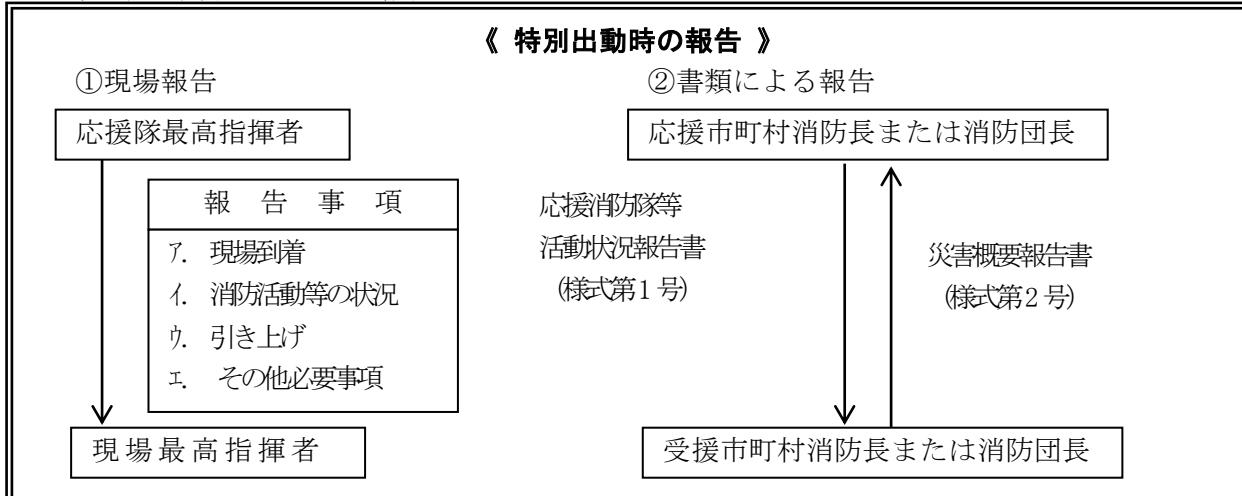
2) 特別出動の要請方法



3) 特別出動時の指揮系統



4) 特別出動時における報告



(3) 福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請

1) 出動に関する地区区分及び対象災害

《地区区分》

福岡地域	福岡市、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城那珂川消防組合、糸島市、粕屋南部消防組合、宗像地区消防組合、粕屋北部消防組合の地域	第1要請地域
北九州地域 筑豊地域 筑後地域	協定書参照	第2要請地域

《対象とする災害》

- ① 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災
- ② 地震、風水害、その他の大規模火災
- ③ 航空機事故、列車事故等で大規模または特殊な救急・救助事故

2) 応援要請方法及び要請ルート

《応援要請の留意点》

要請時の明示事項	要請時の必要措置
ア. 災害の種別、発生場所及び災害の状況 イ. 応援隊の人員、車両、資機材 ウ. 応援隊の集結場所及び活動内容 エ. 災害現場における最高指揮者の職、氏名 オ. その他、必要な事項	ア. 応援隊集結場所への誘導員の配置 イ. 誘導員による応援隊の誘導 ウ. 現場指揮本部の所在の明示

※要請は、電話、ファクシミリ等で行い、事後速やかに応援側の長に対して応援要請書を提出

3) 応援隊の編成及び指揮

《応援隊の編成、指揮》

編 成	代表消防機関等が行う部隊編成 ただし、要請側の長または消防長の指示がある場合はこれによる
指 挥	要請側の長の指揮の下に行動（消防組織法第47条）

4) 応援に関する報告及び確認事項

《現場報告及び確認事項》

応援隊最高指揮者

現場到着報告事項	現場到着確認事項	現場引き揚げ時報告事項
ヲ. 応援消防本部または消防団名 ケ. 応援隊の最高指揮者の職、氏名 シ. 応援隊の人員、車両、資機材 エ. その他必要な事項	ヲ. 災害の現況 ケ. 活動中の消防隊名、隊数及び指揮者名 シ. 他の消防隊の活動概要 エ. 活動方針 オ. 今後の見込み カ. 応援隊の活動範囲及び任務 キ. 使用無線系統 ク. 指揮聯絡担当者名 ケ. 安全管理上の注意事項 コ. その他必要な事項	ヲ. 応援隊の活動概要 ケ. 活動中の異常の有無 シ. 隊員の負傷の有無 エ. 車両、資機材等の損傷の有無 オ. 使用した消火薬剤等の数量 カ. その他必要な事項

市長、消防長または
現場最高責任者

《事後報告》

応援隊活動状況
報告書
(様式第2号)

応援側の長
または消防長

災害概要
報告書
(様式第3号)

要請側の長または消防長

(4) 福岡県広域航空消防応援協定に基づく応援要請

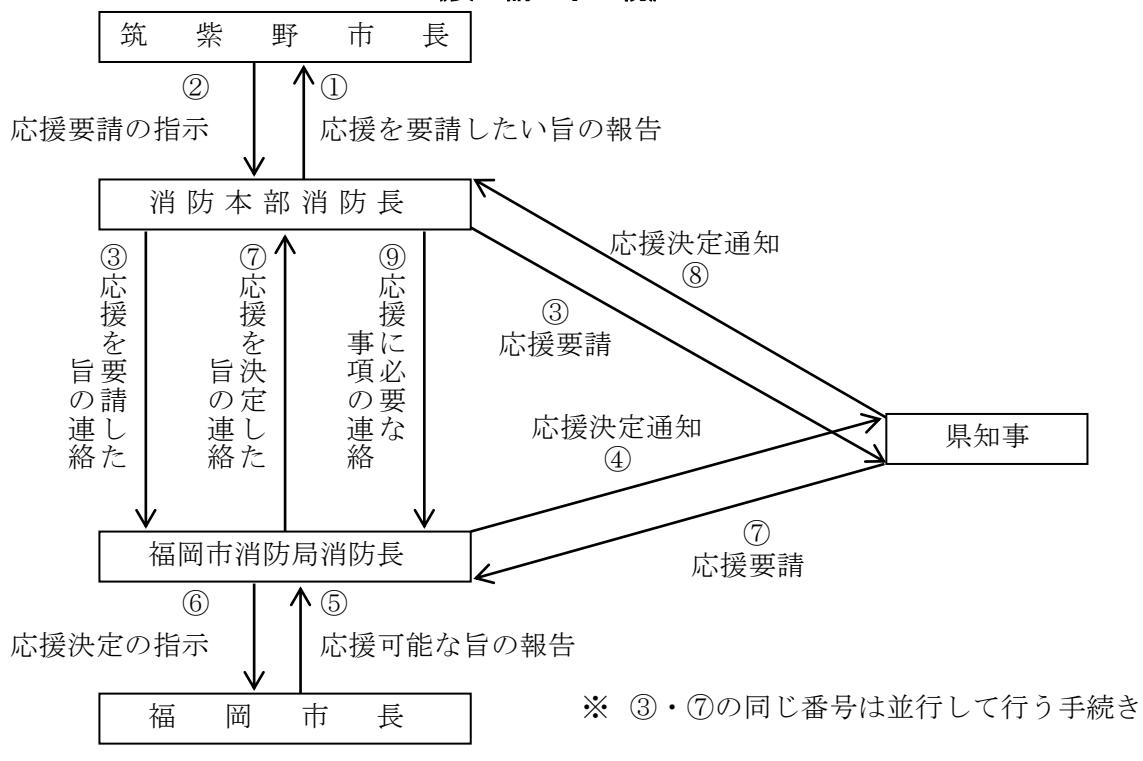
1) 航空応援の種別

《航空応援の種別》

調査出動	現場把握、情報収集、指揮支援のための出動
火災出動	消火活動のための出動
救助出動	人命救助のための出動
救急出動	救急搬送のための出動
救援出動	救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

2) 応援要請手続き

《要請手続き》

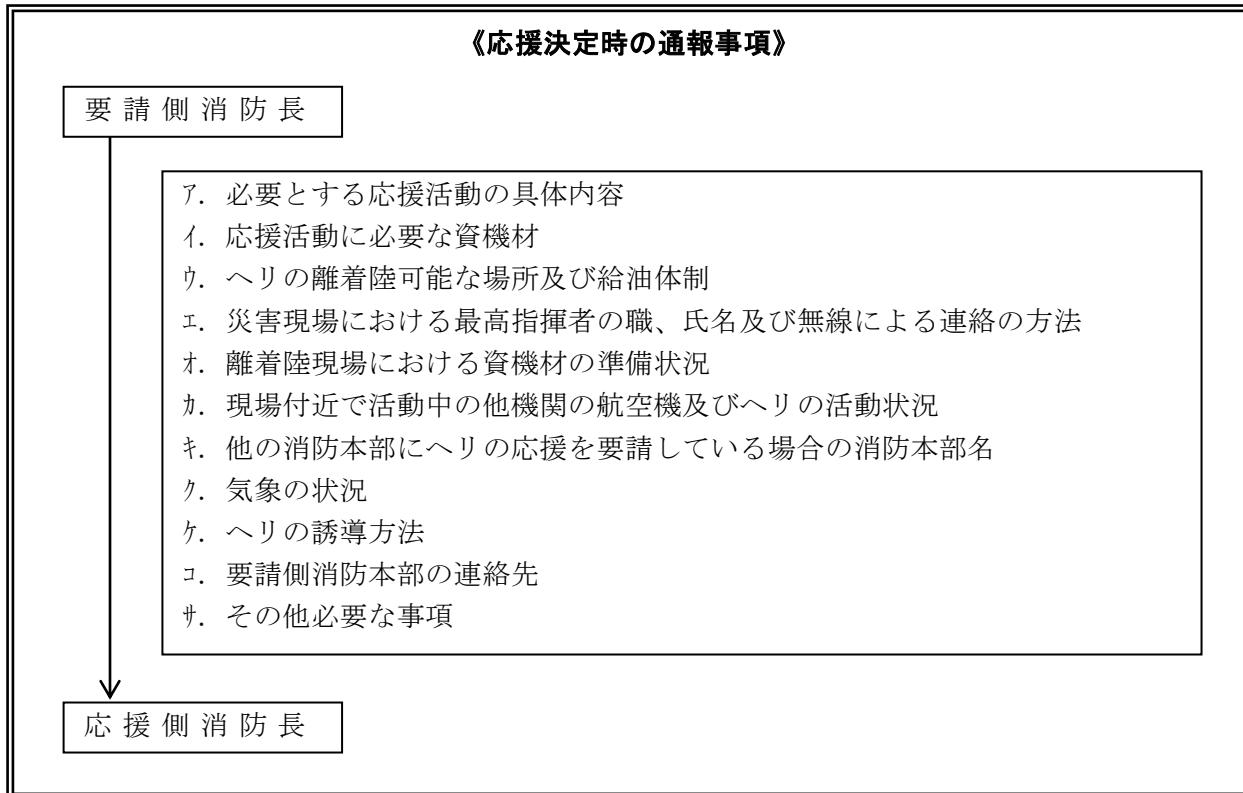


《応援要請時の明示事項》

- ア. 要請側の市町村名
- イ. 消防長の氏名
- ウ. 要請日時
- エ. 災害の発生日時、場所
- オ. 災害の概要
- カ. 応援活動の概要

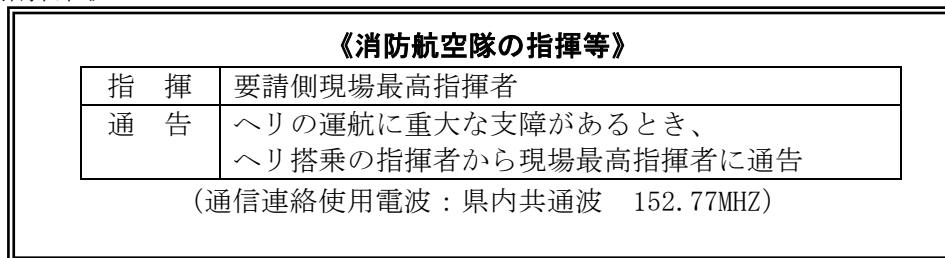
3) 応援決定時の通報事項

航空応援決定の通知があった場合、消防本部の消防長は福岡市消防局消防長に対し次の事項を通報する。

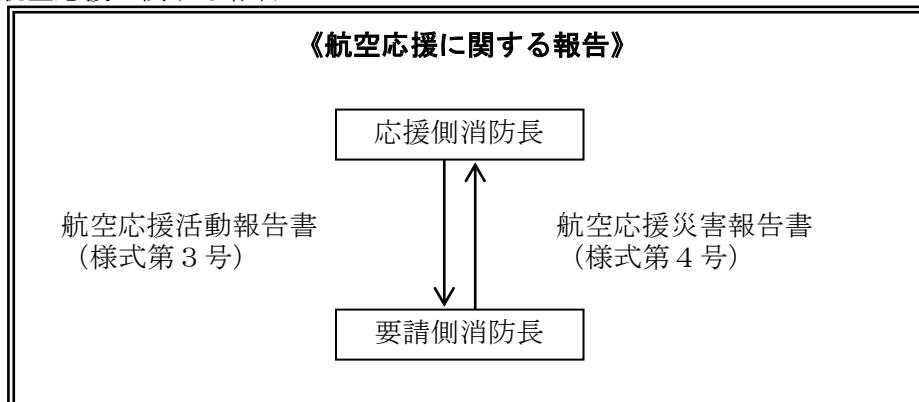


※ 要請、連絡、通報等は、電話またはFAX等（後日正式文書送付）により行う。

4) 指揮系統



5) 航空応援に関する報告



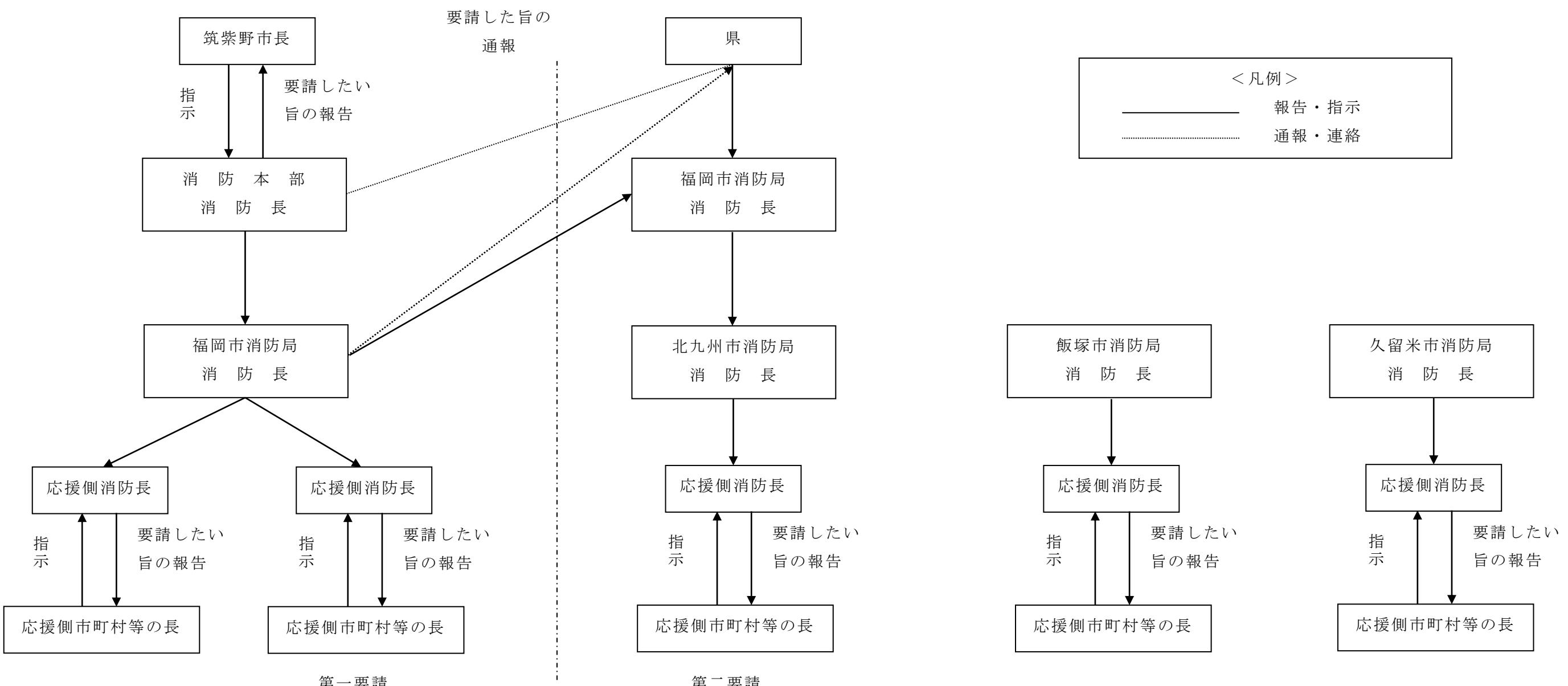
6) 事前計画の立案

航空応援を受ける市町村は、事前に次の事項についての計画を立案しておく。

《要請側市町村の事前計画》

必　要　事　項
<p>ア. 飛行場外離発着場の位置図</p> <p>イ. 燃料の補給体制</p> <p>ウ. 応援消防航空隊と要請側消防本部との連絡方法</p> <p>エ. 離発着場への誘導員の派遣</p> <p>オ. 応援に伴い生ずることが予想される住人及び建物等に対する各種障害の除去等、離発着に必要な措置</p> <p>カ. 空中消火薬剤、救急救助資機材、隊員等の確保体制</p> <p>キ. その他必要な事項</p>

《応援要請の方法及び要請ルート》



福岡市役所 消防局
消防本部・代表情報
管理課長システム管理係
092-725-6591
筑紫野太宰府消防組合消防本部
TEL 092-924-5034

< 県 >

	窓口の名称	電話	ファクシミリ	防災行政無線
平日勤務時間内	総務部消防防災指導課	092-643-3111	092-643-3117	電話：700-7022, 700-7024 FAX700-7390
平日勤務時間外 日曜・祝日	総務部消防防災指導課（当直者）	092-641-4734	上に同じ	上に同じ

<代表消防機関等>

代表消防機関等消防本部名	窓口の名称	電話	ファクシミリ	防災行政無線
代表 福岡市消防局	指令課	092-725-6600	092-735-1074	電話：130-6552
代行 北九州消防局	指令課	093-582-3823	092-592-6805	電話：101-70
福岡 地域代表 福岡市消防局	指令課	092-725-6600	092-735-1074	電話：130-6552
地域 地域代表 春日大野城那珂川消防本部	通信指令室	092-584-1191	092-584-1194	電話：651-70

2. 県、他市町村に対する応援要請

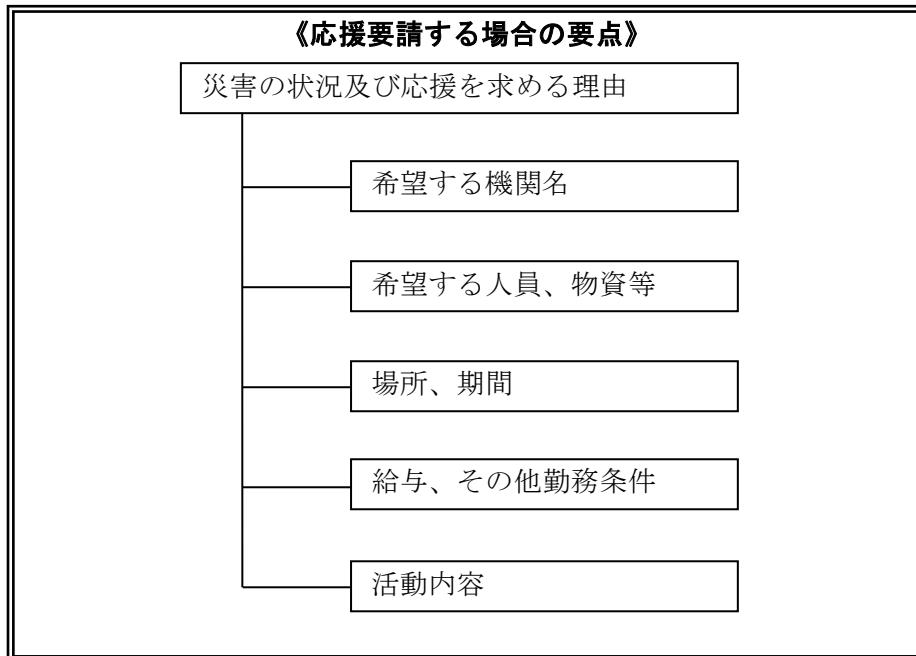
(1) 県への応援または応援あっせんの要請

市長は、市に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し応援または応援のあっせんを要請するものとする。

この場合において、県知事は必要があると認めるときは、自ら応援を行い、国、都道府県、他の市町村、関係機関等に応援を要請し、指示するものとする。

(2) 他市町村への応援要請

市長は当該市の地域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。



3. 活動の内容

(1) 応援項目

- 1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- 2) 食糧、飲料水及び生活必需品の提供
- 3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- 4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- 5) 遺体の火葬のための施設の提供
- 6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- 7) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- 8) ボランティア団体の受付及び活動調整
- 9) その他応援のために必要な事項

(2) 連絡体制の確保

本節の定めるところにより、市は応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、他の市町村、都道府県、関係機関等に通報する他、必要な情報交換を行う。

(3) 受入れ体制の確保

- 1) 連絡窓口の明確化

市長は、他の市町村、都道府県、関係機関等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定め

ておく。

2) 受入れ施設の整備

市長は、他の市町村、都道府県、関係機関等からの人的、物的応援を速やかに受入れるために、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所のあっせん等、応援の受入れ体制の整備に努める。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入れ施設を定めておく。

第2項 警察・消防機関への応援要請

1. 警察

災害発生時において、市は必要に応じ筑紫野警察署に対し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を要請する。

2. 消防機関

災害発生時において、市は、必要に応じ筑紫野太宰府消防組合消防本部、筑紫野消防署に対し、救急、救助、消火活動等について応援を要請する。

第3項 指定公共機関または指定地方行政機関等への応援要請

1. 指定公共機関または指定地方行政機関等への応援要請【資料編^{*1*2*3} 参照】

(1) 市長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方公共機関に対し職員の派遣を要請し、または県知事に対し指定公共機関または指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求め、災害対策の万全を期するものとする。

また、市長は民間団体等に対しても、協力を要請する。

以下の事項を示して協力を求めるものとする。

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
行政区長	ア. 応援を必要とする理由	ア. 災者に対する炊出し作業
婦人会	イ. 作業の内容	イ. 災者に対する救出作業
自主防災組織	ウ. 従事場所	ウ. 救助物資の輸送配給作業
指定公共機関	エ. 就労予定時間	エ. 清掃防疫援助作業
指定地方行政機関	オ. 必要機関、所要人員	オ. 被害状況の通報連絡作業
指定地方公共機関	カ. 集合場所	カ. その他必要とする作業
その他公共的団体	キ. その他参考事項	

*1 ● 資料 3.8.1 「市土木協同組合」

*2 ● 資料 3.8.2 「市建設業協力会」

*3 ● 資料 3.8.3 「市管工事協同組合」

第4項 応援の受入れに関する要請

1. 応援の受入れに関する要請

本節の定めるところにより、他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請を行う場合に市は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所のあっせん等、応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

第5項 他市町村への応援の実施

1. 他市町村への応援の実施

市長は、他市町村において災害が発生し、自力による応急対策が困難であるため応援要請を受けた場合、または応援の必要があると認めた場合は、基本法に基づき、応援を実施する。

(1) 支援対策本部の設置

市長は、他市町村において災害が発生した場合には関係課及び消防団で構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員等の派遣を行う。

(2) 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員等を派遣し、被害情報の収集を速やかに行う。

(3) 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、職員等の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自でまかなうことができる自己完結型の体制とする。

(4) 被災者受入れ施設の提供等

支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時的に受入れするための公的住宅、医療機関並びに災害時要援護者を受入れるための社会福祉施設等の提供若しくはあっせんを行う。